

3～5歳児の給食費について

1号認定[認定こども園(教育標準時間)・幼稚園を利用の場合]

主食(ごはん等)費と副食(おかず等)費の負担があります。

※以下の人については副食費が免除になります。

- ・第3子以降の子(小学3年生以下で最年長の子を第1子と数えて3番目の子ども)
- ・市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯
- ・市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯で第3子以降の子

2号認定[認定こども園(保育標準時間・保育短時間)・保育所を利用の場合]

主食(ごはん等)費と副食(おかず、おやつ等)費の負担があります。

※以下の人については副食費が免除になります。

- ・第3子以降の子(在園している最年長の子を第1子と数えて3番目の子ども)
- ・市町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等は77,101円未満)の世帯
- ・市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満(ひとり親世帯等は77,101円以上97,000円未満)の世帯で第3子以降の子

給食費の支払い方法

●給食費のお支払いは以下のとおりです。

《公立の幼稚園、認定こども園》

- ・給食費のお支払いは、口座振替となります。
- ・口座振替日は、毎月26日です。(26日が土・日・祝日の場合は翌営業日)
- ・口座振替日に引き落としができなかった場合は、翌月の15日(15日が土・日・祝日の場合は翌営業日)に再度引き落としの手続きを行います。

《民間の保育所、認定こども園》

施設指定の方法となりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

★3～5歳児のお子さんの保育料は、全世帯が無償です。

※保育料は、入所年度の4月1日時点の満年齢(=入所年齢)で区分されます。そのため、入所年度内に誕生日を迎えて年齢が変わった場合でも、年齢区分は変更になりません。